

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 東北医科薬科大学医学部医学科
評価実施年度 2023 年度
作成日 2024 年 5 月 24 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.34 をもとに東北医科薬科大学医学部医学科の分野別評価を 2023 年に行った。評価は利益相反のない 7 名の評価員によって行われた。評価においては、2023 年 4 月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2023 年 7 月 3 日～7 月 7 日にかけて実地調査を実施した。東北医科薬科大学医学部医学科における質疑応答、学生、研修医および教員との面談、講義、実習、施設等の視察結果を踏まえ、ここに評価報告書を提出する。

総評

東北医科薬科大学は、1939 年に創立された東北薬学専門学校を前身とし、「震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生」という国の基本方針のもと、2016 年に医学部が設置された。東北医科薬科大学医学部医学科では、「われら真理の扉をひらかむ」を建学の精神とし、教育理念・学則・医学部の使命を定めている。大学の歴史を背景に、東北地域の地域医療、災害医療に貢献する医師の育成を特色とする医学教育を実践している。

本評価報告書では、東北医科薬科大学医学部医学科のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。東北医科薬科大学医学部医学科では、地域医療を重視した特色あるカリキュラムを定めて実践していることは高く評価できる。「卒業生交流支援センター」を設置し、在学生のキャリアに関するカウンセリングを提供していることは評価できる。また、「地域医療ネットワーク協議会」を通して東北 6 県に臨床実習施設を整備していることも評価できる。「地域医療ネットワーク協議会」にカリキュラムに対するフィードバックを求め、改善に活かしていることは評価できる。

一方で、医学部の使命と学修成果の関連性の整理、EBM 教育や行動科学・医療倫理学の体系的なカリキュラム構築、診療参加型臨床実習の充実、学生の技能・態度の評価、評価方法の信頼性と妥当性の検証、形成的評価の活用、教学に関わる委員会への学生の参画、FD の充実、学生の研究マインドの涵養、教育プログラム評価の実質化などに課題を残している。教育プログラム評価を実質化することにより、課題の改善が十分期待されるが、今後ともさらなる検討が必要である。

基準の適合についての評価結果は、36 の下位領域の中で、基本的水準は 20 項目が適合、16 項目が部分的適合、0 項目が不適合、質的向上のための水準は 23 項目が適合、12 項目が部分的適合、0 項目が不適合、1 項目が評価を実施せずであった。なお、領域 9 の「質的向上のための水準」については今後の改良計画にかかるため、現状を評価することが分野別評価の趣旨であることから、今回は「評価を実施せず」とした。

評価チーム

主査	古川	昇
副査	赤池	雅史
評価員	白澤	文吾
	橋本	直哉
	前野	哲博
	増田	道明
	山田	健人

1. 使命と学修成果

概評

医学部設置時の使命の策定にあたって、東北各県の医療担当部局、医学部を有する大学、医師会、医療関係者、文部科学省、厚生労働省および復興庁関係者等の広い範囲の教育・医療の関係者が参画していることは評価できる。

建学の精神・教育理念・学則と、医学部の使命との関連性をわかりやすく整理し、大学等の関係者に示すべきである。「医学部の使命」に医学研究の達成や、国際的健康、医療の観点を包含することが望まれる。教員や学生の理解を促すために、学修成果をより具体化し、十分に周知すべきである。医学研究や国際保健に関する学修成果について検討することが望まれる。使命と目標とする学修成果の策定・見直しを検討する会議等に、学生が委員として参画すべきである。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- 使命のなかに、以下の資質・能力を持つ医師を養成するための目的と教育指針の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

特記すべき良い点（特色）

- 使命として、「建学の精神」、「教育理念（3つの理念）」、「目的及び使命（学則第1条）」、「教育研究上の目的（学則第2条の2第1項）」、「医学部の使命」を定めている。

改善のための助言

- 建学の精神・教育理念・学則と、医学部の使命との関連性をわかりやすく整理し、大学等の関係者に示すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。

- 医学研究の達成(Q 1.1.1)
- 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 建学の精神・教育理念・学則との関連性を整理し、医学部の設置時に定めた「医学部の使命」に医学研究の達成や、国際的健康、医療の観点を包含することが望まれる。

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由

基本的水準： 適合

医学部は、

- 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まれなければならない。
 - カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- 東北医科薬科大学医学部は、「震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生」という国の基本方針を踏まえ設置認可されたが大学設置基準等の法令に基づき、適切かつ自律的に教育が実施されている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること(Q 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

1.3 学修成果

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までにはその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
 - 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
 - 卒後研修(B 1.3.4)
 - 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
 - 医療を受ける側からの要請、医療を提供する側からの要請、その他の社会からの要請(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特記すべき良い点（特色）

- 学修成果として、「卒業時に修得しておくべき学修成果（3つのアウトカム）」、「達成するために身につけるべき能力（8つのコンピテンシー）」を定めている。

改善のための助言

- 教員や学生の理解を促すために、学修成果をより具体化すべきである。
- 学修成果を十分に周知すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 医学研究に関する学修成果をより明確にすることが望まれる。
- 国際保健に関する学修成果について検討することが望まれる。

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命と目標とする学修成果の策定・見直しを検討する会議等に、学生が委員として参画すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- 医学部設置時の使命の策定にあたって、東北各県の医療担当部局、医学部を有する大学、医師会、医療関係者、文部科学省、厚生労働省および復興庁関係者等の広い範囲の教育・医療の関係者が参画していることは評価できる。

改善のための示唆

- 使命と目標とする学修成果の策定・見直しには、患者代表などを含む広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

概評

全学生が低学年から高学年まで同一地域に繰り返し滞在して行う実習など、地域医療を重視した特色あるカリキュラムを定めて実践していることは高く評価できる。

医学研究の手法を学ぶ教育を充実させるべきである。EBMに関する体系的な準備教育と臨床実習現場での実践をさらに充実させるべきである。行動科学、医療倫理学について、複数の科目で行われている教育内容を補完・統合し、6年一貫の体系的なカリキュラムを構築して確実に実践すべきである。すべての主要な診療科において、臨床実習期間を十分に確保し、診療参加型臨床実習を充実すべきである。関連科目の水平的統合ならびに垂直的統合教育をさらに進めることが望まれる。教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会に学生の代表を含むべきである。

2.1 教育プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 使命に基づき地域医療を重視した特色あるカリキュラムを定めている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 生涯学習につながるカリキュラムをさらに体系的に構築することが望まれる。

2.2 科学的方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- 医学研究の手法を学ぶ教育を充実させるべきである。
- EBMに関する体系的な準備教育と臨床実習現場での実践をさらに充実させるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- カリキュラムに、「被ばく医療演習」、「救急・災害医療体験学習」など、大学独自の要素が含まれている。

改善のための示唆

- なし

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 医療資源の地域間格差や診療科間格差、高齢化社会、新興ウイルス感染症などを考慮し、現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを明示し、それをカリキュラムに反映している。

改善のための示唆

- ・ なし

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療法学(B 2.4.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 行動科学、医療倫理学について、複数の科目で行われている教育内容を補完・統合し、6年一貫の体系的なカリキュラムを構築して確実に実践すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)

- ・ 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること (Q 2.4.2)
- ・ 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特記すべき良い点 (特色)

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関して、現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを、カリキュラムに一層反映させることが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - ・ 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - ・ 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - ・ 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- ・ 主要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- ・ 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特記すべき良い点 (特色)

- ・ 全学生が低学年から高学年まで同一地域に繰り返し滞在して行う実習など、地域医療を重視した特色あるカリキュラムを定めて実践していることは高く評価できる。

改善のための助言

- ・ すべての主要な診療科において、臨床実習期間を十分に確保し、診療参加型臨床実習を充実すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - ・ 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
 - ・ 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)
- ・ 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)

- 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特記すべき良い点（特色）

- 患者と接するプログラムを6年間で段階的に構築している。

改善のための示唆

- なし

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 適合

医学部は、

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)
- 補完医療との接点を持つこと(Q 2.6.4)

特記すべき良い点（特色）

- 「基礎-臨床統合演習」では、基礎医学と臨床医学の連携が行われている。

改善のための示唆

- 関連科目の水平的統合ならびに垂直的統合教育をさらに進めることが望まれる。

2.7 教育プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなければならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会に、学生の代表を含むべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会に、教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表をさらに含むことが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。(B 2.8.1)

特記すべき良い点（特色）

- 「地域医療ネットワーク協議会」などを通して、卒前・卒後の教育の連携が行われている。

改善のための助言

- ・ 卒前と卒後のシームレスな医学教育をさらに推進すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - ・ 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること(Q 2.8.1)
 - ・ 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること(Q 2.8.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「教育運営協議会」や「地域医療ネットワーク協議会」などを通して地域や社会の意見を取り入れ、教育プログラムの改良に活かしている。

改善のための示唆

- ・ なし

3. 学生の評価

概評

各科目について、意図した学修成果に応じて評価方法やその比率が開示されている。

臨床実習を含む各学年のカリキュラムにおいて、技能・態度の評価を確実に実施すべきである。試験の可否を含めて、評価結果に対する疑義申し立て制度を策定し、運用すべきである。臨床実習において、ポートフォリオ評価や MiniCEX などの臨床現場における評価を導入することが望まれる。学年の進行に合わせて目標とする学修成果をそれぞれ具体的に示し、目標とする学修成果とそれに整合した評価方法で達成度を評価すべきである。すべての科目について、形成的評価を活用することにより、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うことが望まれる。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特記すべき良い点（特色）

- 各科目について、意図した学修成果に応じて評価方法やその比率が開示されている。
- 6年次の統括試験の問題について、ブラッシュアップ委員会が見直しや修正を行っている。

改善のための助言

- 臨床実習を含む各学年のカリキュラムにおいて、技能・態度の評価を確実に実施すべきである。
- 各科目の試験において、利益相反の規定を定めるべきである。
- 各科目の評価について、外部の専門家によって吟味されるべきである。
- 試験の可否を含めて、評価結果に対する疑義申し立て制度を策定し、運用すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)

- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示することが望まれる。
- 臨床実習において、ポートフォリオ評価やMiniCEXなどの臨床現場における評価を導入することが望まれる。

3.2 評価と学修との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 学年の進行に合わせて目標とする学修成果をそれぞれ具体的に示し、目標とする学修成果とそれに整合した評価方法で達成度を評価すべきである。
- 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価を行うべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ すべての科目について、形成的評価を活用することにより、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うことが望まれる。

4. 学生

概評

担任教員、保健管理センター、医学教育推進センターなど、複数の相談窓口を設けることで、学生への支援体制が整えられている。「卒業生交流支援センター」を設置し、在学生のキャリアガイダンスやプランニングに関するカウンセリングを提供していることは評価できる。

受験生に向けて、選抜と卒業時に期待される能力との関連を明示することが望まれる。入学決定に対する疑義申し立てについて制度化し、周知することが望まれる。使命の策定、教育プログラムの策定・管理・評価、学生に関する諸事項を審議する委員会に学生の参加が十分ではなく、各委員会の規定を整備し、学生が正式な委員として出席し、適切に議論に参加すべきである。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の受け入れについて、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 東北地方の医療振興のために一般枠（45名）のほかに、A方式（35名）として宮城県から30名および東北各県から1名ずつ、B方式として宮城県を除く東北5県から20名の入学枠を設けている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ 受験生に向けて、選抜と卒業時に期待される能力との関連を明示することが望まれる。
- ・ 入学決定に対する疑義申し立てについて制度化し、周知することが望まれる。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 東北6県の県福祉部、医師会、医学部の代表者、復興庁、文部科学省、厚生労働省などの代表者から構成される「教育運営協議会」で、学生の受け入れ数について継続的に意見を聴いている。

改善のための示唆

- ・ なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準： 適合

医学部および大学は、

- ・ 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- ・ 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援する仕組みを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- ・ 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- ・ カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 担任教員、保健管理センター、医学教育推進センターなど、複数の相談窓口を設けることで、学生への支援体制が整えられている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- ・ 学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「卒業生交流支援センター」を設置し、在学生のキャリアガイダンスやプランニングに関するカウンセリングを提供していることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- ・ 使命の策定(B 4.4.1)
- ・ 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- ・ 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- ・ 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- ・ その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 使命の策定、教育プログラムの策定・管理・評価、学生に関する諸事項を審議する委員会に学生の参加が十分ではなく、各委員会の規定を整備し、学生が正式な委員として出席し、適切に議論に参加すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の活動と学生組織を奨励するべきである。(Q 4.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 東北医科薬科大学の使命である地域医療を実地で体験し問題点に対する解決策を考察するTCM（Tohoku Community Medicine club）や救命処置や救急医療を実地で学ぶEMCA（Emergency Medical Care Association）などの学生活動が奨励されている。

改善のための示唆

- ・ なし

5. 教員

概評

医学部の使命に基づき、「地域医療教育サテライトセンター」に教員を配置している。教員が教育・研究等の業績を教員評価委員会に定期的に報告している。

教員評価委員会が収集した教育、研究、診療のバランスに関する情報および学術的業績を組織的に分析し、教員の活動と能力開発に活用すべきである。カリキュラム全体の理解を含め、すべての教員の教育能力を向上させるため、FDに関する方針を策定して計画的に履行すべきである。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特記すべき良い点（特色）

・ なし

改善のための助言

・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

特記すべき良い点（特色）

・ 医学部の使命に基づき、「地域医療教育サテライトセンター」に教員を配置している。

改善のための示唆

- ・ なし

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 教員が教育・研究等の業績を教員評価委員会に定期的に報告している。

改善のための助言

- ・ 教員評価委員会が収集した教育、研究、診療のバランスに関する情報および学術的業績を組織的に分析し、教員の活動と能力開発に活用すべきである。
- ・ カリキュラム全体の理解を含め、すべての教員の教育能力を向上させるため、FDに関する方針を策定して計画的に履行すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- 教員の昇進の方針を策定して履行するべきである。(Q 5.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

6. 教育資源

概評

「地域医療教育サテライトセンター」や東北6県にある「地域医療ネットワーク病院」等を指定学外臨床実習施設として、地域医療、介護等を学べる環境が整備されている。東北地方の地域医療に貢献する医師を養成するという地域住民の要請に基づき、「地域医療ネットワーク協議会」を通して東北6県に臨床実習施設を整備していることは評価できる。

学生が適切な臨床経験を積めるように、各学生が担当した患者数と症候・疾患分類を把握して臨床実習施設を整備すべきである。教育方法や評価方法について十分な能力開発を行って、学内外の臨床実習指導医を充実すべきである。医学研究の活動や成果をカリキュラムの作成にさらに反映させるとともに、研究マインドの涵養を促進するために、学生が医学の研究開発に直接関与できる環境とカリキュラムを充実させることが望まれる。学内外の教育専門家が参加するFDなどを開催し、教員や指導医の教育能力向上に活用することが望まれる。教職員や学生の人的交流などを視野に入れ、国内外の他教育機関との協力を推進すべきである。

6.1 施設・設備

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ グループ学修に対応したSGD室や、シミュレーターを配したメディカルトレーニングセンターなど、教育実践の発展のために施設・設備が整備されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

6.2 臨床実習の資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - ・ 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - ・ 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - ・ 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 関連教育病院、「地域医療教育サテライトセンター」や東北6県にある「地域医療ネットワーク病院」を指定学外臨床実習施設として、地域医療、在宅医療、介護、医療行政、健康増進、予防医学を学べる環境が整備されている。

改善のための助言

- ・ 学生が適切な臨床経験を積めるように、各学生が担当した患者数と症候・疾患分類を把握して臨床実習施設を整備すべきである。
- ・ 教育方法や評価方法について十分な能力開発を行って、学内外の臨床実習指導医を充実すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 医療を受ける患者や地域住民の要請に応じているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 東北地方の地域医療に貢献する医師を養成するという地域住民の要請に基づき、「地域医療ネットワーク協議会」を通して東北6県に臨床実習施設を整備していることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術の有効かつ倫理的な利用と、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネットやその他の電子媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 学生が利用するインターネット環境をさらに改善すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員および学生が以下の事項についての既存の ICT や新しく改良された ICT を使えるようにすべきである。
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報の入手(Q 6.3.2)
 - 患者管理(Q 6.3.3)
 - 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- Moodleおよび全講義録画を用いて、自己学習用の資料や教材を学生が利用できるように利便性を高めている。

改善のための示唆

- なし

6.4 医学研究と学識

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- 研究の施設・設備と重要性を明示しなければならない。(B 6.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 医学研究の活動や成果をカリキュラムの作成にさらに反映させるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - ・ 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
 - ・ 学生が医学の研究開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 研究マインドの涵養を促進するために、学生が医学の研究開発に直接関与できる環境とカリキュラムをさらに充実させることが望まれる。

6.5 教育専門家

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- ・ 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - ・ カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - ・ 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 医学教育推進センターに7名の専任教員が配置されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- ・ 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)

- 教職員は教育に関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 医学教育に関する研究をさらに発展させ、国内外に発信することが期待される。
- 学内外の教育専門家が参加するFDなどを開催し、教員や指導医の教育能力向上に活用することが望まれる。

6.6 教育の交流

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教職員や学生の人的交流などを視野に入れ、国内外の他教育機関との協力を推進すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 国際交流をさらに発展させ、教職員や学生の国際的な視野を培うことが望まれる。

7. 教育プログラム評価

概評

教学IR委員会が、入学選抜や試験成績などの情報を体系的に収集して詳細な分析を行っている。教学IRのデータを用いて、成績不良者の早期発見に関する解析を行い、カリキュラムの改善につなげている。東北6県の「地域医療ネットワーク病院」からの情報を得て、地域医療教育プログラムの評価と改善に関する検討を行っている。毎年、学生生活調査を実施し、教学IRにおける分析に活用している。「地域医療ネットワーク協議会」にカリキュラムに対するフィードバックを求め、改善に活かしていることは評価できる。

学修成果の達成度を系統的にモニタするためのデータを定期的に収集し、分析に用いるべきである。教育プログラム評価を行う組織と、カリキュラムの立案と実施を行う組織との独立性をより明確にし、客観的な評価に基づいて教育カリキュラム改善につなげるべきである。教員から、カリキュラム全般にわたる意見を定期的に収集し、体系的に分析し対応すべきである。教員が作成する改善等報告書の内容およびカリキュラムへの反映状況について、組織的に把握して分析すべきである。使命と意図した学修成果、カリキュラム、資源の提供に関する卒業生の実績を、系統的・計画的に収集し分析すべきである。教育プログラムのモニタと評価に、学生を含む教育に関わる主要な構成者が参画すべきである。

7.1 教育プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタする仕組みを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 教学IR委員会が、入学選抜や試験成績などの情報を体系的に収集して詳細な分析を行っている。
- ・ 教学IRのデータを用いて、成績不良者の早期発見に関する解析を行い、カリキュラムの改善につなげている。

改善のための助言

- ・ 学修成果の達成度を系統的にモニタするためのデータを定期的に収集し、分析に用いるべきである。
- ・ カリキュラムを俯瞰的に評価する体制の充実を図るべきである。

- ・ 教育プログラム評価を行う組織と、カリキュラムの立案と実施を行う組織との独立性をより明確にし、客観的な評価に基づいて教育カリキュラム改善につなげるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価するべきである。
 - ・ 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - ・ カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - ・ 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - ・ 社会的責任(Q 7.1.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 東北6県の「地域医療ネットワーク病院」からの情報を得て、地域医療教育プログラムの評価と改善に関する検討を行っている。

改善のための示唆

- ・ 教育活動とそれが置かれた状況、カリキュラムの特定の構成要素、長期間で獲得される学修成果について、定期的・包括的に教育プログラムを評価する仕組みを充実させることが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教員から、カリキュラム全般にわたる意見を定期的に収集し、体系的に分析し対応すべきである。
- ・ 教員が作成する改善等報告書の内容およびカリキュラムへの反映状況について、組織的に把握して分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 卒業生アンケート等の分析結果のフィードバックを踏まえ、論述力を強化するためのカリキュラムの改善について検討している。

改善のための示唆

- ・ 教員と学生からのフィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発することが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 次の項目に関連して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - ・ 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - ・ カリキュラム(B 7.3.2)
 - ・ 資源の提供(B 7.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 使命と意図した学修成果、カリキュラム、資源の提供に関する卒業生の実績を、系統的・計画的に収集し分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 以下の項目に関連して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - ・ 背景と状況(Q 7.3.1)
 - ・ 入学資格(Q 7.3.2)
- ・ 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - ・ 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - ・ カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - ・ 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 毎年、学生生活調査を実施し、教学IRにおける分析に活用している。

改善のための示唆

- ・ 背景と状況に関して学生と卒業生の実績を分析することが望まれる。
- ・ 卒業生の実績に関するデータを系統的・計画的に収集して、分析することが望まれる。

- ・ 学生の実績の分析に基づいて、カリキュラム立案や学生カウンセリングに責任のある委員会にフィードバックすることが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならない。(B 7.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教育プログラムのモニタと評価に、学生を含む教育に関わる主要な構成者が参画すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 広い範囲の教育の関係者に、
 - ・ 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可するべきである。(Q 7.4.1)
 - ・ 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - ・ カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「地域医療ネットワーク協議会」にカリキュラムに対するフィードバックを求め、改善に活かしていることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

8. 統轄および管理運営

概評

「教育運営協議会」において、その他の教育の関係者の意見を反映させ、また、さまざまな形で東北地方の行政機関、医療機関、保健所等との交流の機会を設けている。

教務委員会、学生委員会だけでなく、教学に関わる小委員会においても規定を定めるべきである。より広い範囲の教育の関係者からの意見を委員会組織に反映させることや、委員会組織の決定事項を関係者と適切に共有することが望まれる。また、教学におけるリーダーシップの評価を使命と学修成果に照合して、定期的実施することが望まれる。

8.1 統轄

基本的水準： 適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていなければならない。(B 8.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教務委員会、学生委員会だけでなく、教学に関わる小委員会においても規定を定めるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者(Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者(Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 「教育運営協議会」において、その他の教育の関係者の意見を反映させている。

改善のための示唆

- より広い範囲の教育の関係者からの意見を委員会組織に反映させることが望まれる。
- 委員会組織の決定事項を関係者と適切に共有することが望まれる。

8.2 教学における執行部

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学教育プログラムの策定と管理に関する教学における執行部の責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教学における執行部の評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教学におけるリーダーシップの評価を使命と学修成果に照合して、定期的を実施することが望まれる。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教員の報酬を含む教育資源配分の決定において、医学の発展と社会の健康上の要請をさらに考慮することが望まれる。

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務職員および専門職員を配置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 事務部門の人員配置について適時に見直し、支援体制をより強化すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- さまざまな形で東北各県の保健福祉部、医療機関、保健所等との交流の機会を設けている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

9. 継続的改良

概評

2020年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受けた。また、今回の医学教育分野別評価によって医学教育の自己点検評価を行い、第三者評価を受け、継続的に改良を行っている。東北地方における医療の振興を目指し、医学教育改革の充実を推進している。

教育プログラムの構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価を定期的に見直し、より確実に改善すべきである。

基本的水準： 適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育プログラムの教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育プログラムの構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価を定期的に見直し、より確実に改善すべきである。

質的向上のための水準： 評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3) (1.1 参照)
 - 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4) (1.3 参照)
 - カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5) (2.1 参照)
 - 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6) (2.2 から 2.6 参照)

- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1 から 8.5 参照)